

(抜 粋)

道路運送法施行規則

(昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号)

最終改正:平成二二年三月二三日国土交通省令第四号

(略)

第九条の二 [法第九条第四項](#) の合意しているときとは、[同項](#) の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調っているときとする。

(略)